

近畿大学病院長候補者選考会議規程

平成30年6月1日  
改正 平成31年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、近畿大学病院長に関する規程（以下「病院長規程」という。）第5条第4項の規定に基づき、近畿大学病院長候補者選考会議（以下「選考会議」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 選考会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 病院長選考基準案の策定に関する事項
- (2) 病院長候補者の推薦に関する事項
- (3) その他病院長候補者の選考に関する事項

(構成)

第3条 選考会議は、次に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) 理事長が指名する理事 1名
  - (2) 医学部長
  - (3) 理事長が指名する副病院長 1名
  - (4) 理事長が委嘱する学外の有識者 2名
- 2 前項第1号、第3号及び第4号に基づく構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 構成員が欠けたときは、前任者の残任期間を任期として、遅滞なく補充するものとする。ただし、審議の経過、状況等に応じ相当と認められるときは、補充を行わずに決議することができる。

(候補適任者の除外)

第4条 選考の過程において、選考会議の構成員が、病院長候補者となるべき候補適任者（以下「候補適任者」という。）になったときは、当該構成員は構成員でなくなるものとする。

(議長等)

第5条 選考会議に議長を置き、第3条第1項第1号に基づく構成員をもってあてる。

- 2 議長は、選考会議を招集し、主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する構成員が、その職務を代行する。

(議事)

第6条 選考会議は、構成員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(構成員以外の者の出席)

第7条 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。ただし、議決に加わらせることはできない。

(候補適任者の推薦)

第8条 候補適任者は、診療部長2名以上の連名より、推薦することができる。

- 2 選考会議は、独自に学内外から、候補適任者の推薦を行うことができる。
- 3 前2項に基づく候補適任者の推薦に当たっては、本人の同意を得て、推薦書（様式第1号）を、選考会議に提出するものとする。
- 5 候補適任者は、経歴書（様式第2号）、調書（様式第3号）及び所信調書（様式第4号）を、選考会議に提出するものとする。

(候補者の選考)

第9条 選考会議は、推薦のあった候補適任者について、前条第3項の規定により提出された書類を基礎として、病院長規程第4条第2項に基づき公表された選考基準に照らし、所信等を確認し、又は面接を行い、その他相当な審査のうえ、原則複数の候補者を選考する。

- 2 選考会議は、候補者の選考を終了した場合には、選考理由及び選考過程を添えて、理事長に候補者を推薦するものとする。

(事務)

第10条 選考会議の事務は、関係各課の協力を得て、医学部・病院事務局総務広報課において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、選考会議に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成31年4月1日から施行する。

第1号様式 略

第2号様式 略

第3号様式 略

第4号様式 略